

【問い合わせ先】
 山都町 総務課 財政係 TEL 0967-72-1233
 山都町 清和総合支所 総務住民課 TEL 0967-82-1112
 山都町 蘇陽総合支所 総務住民課 TEL 0967-83-1111

法定外公共物の 払い下げ処分を行います

法定外公共物の用途廃止、使用許可申請などのご相談につきましては、お気軽に担当課までお問い合わせください。

法定外公共物とは

道路や河川などの「公共物」のうち、道路法や河川法といった法律の適用を受けない道路や水路などのことを「法定外公共物」と呼びます。
 昔から農道や畦道、水路などに使用されており、一般的には里道（赤線）、水路（青線）と呼ばれ、法務局に備え付けの公図では赤色や青色の着色により表示されています。

法定外公共物は国有財産でしたが、平成17年3月に町有財産となりました。現在は、町が財産管理を行っています。機能の維持や保全管理などは地元の方や法定外公共物を利用している関係者にお願いしています。

法定外公共物の用途廃止

里道や水路が現況で機能しておらず、今後も機能の回復をする必要がない法定外公共物については、利害関係者や地元

区長などの同意を得て用途廃止申請をすることが出来ます。

また、町が用途廃止の決定を行った後に払い下げ申請をすることが出来ますが、手続きには書類・図面などの作成を必要としますので、一般的には土地家屋調査士などの専門家に依頼する必要があります。

- (用途廃止となる場合の例)
1. 法定外公共物の代替施設が設置されたため、もとの法定外公共物が不要となった。
 2. 土地利用の形態の変化などにより、本来の機能が喪失している場合

法定外公共物の占有

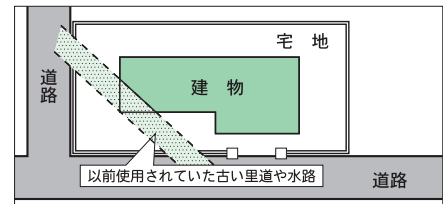
もともと里道や水路だった土地が、利用形態の変化などにより形跡がなくなり、現在は宅地など別の用途で使われているりする場合があります。

そのような里道や水路があったところを個人で占有したり、無断で使用したりすることは出来ません。

里道や水路を使用している例

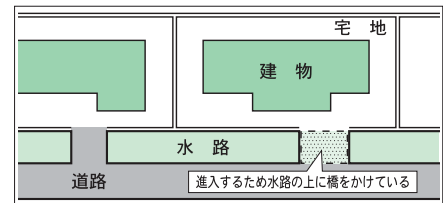
～敷地内に以前使用していた里道や水路がある場合～
 自分の敷地内にかつて里道や水路だった場所がある場合は、個人の土地として払い下げを受けることができます。

【例1】これまで使用されていた里道や水路が不要となったため、現在は宅地の一部として自分の土地のように利用している。



～里道や水路を個人の所有物のように使用している場合～
 現在において機能している里道や水路を、本来の用途以外の目的で使用することはできません。使用許可の申請が必要です。

【例2】自分が所有する敷地と道路の間に水路があり、敷地へ進入するための橋を架けている。



町長室から

甲斐 利幸

師走に入ったとたん、時ならぬ春一番の嵐が暴れ、黄砂も視界を暗くしました。この時期の気象現象としては非常に珍しいとのこと。

山茶花の鮮やかさまでくすみがちで、冬の花も顔色なしです。それでも冬空の中で、健気にも際立つ真紅を補色の常緑の葉隠れに垣間見るとき、驚きにも似た感動を覚えます。美しさに出会うと、至福と思うことがあります。花・景色の美しさや整理整頓された部屋、チリ一つ無い屋敷にあうと、清々しい思いが生まれます。地域全体も美しい景観として、住む人たちが大切に維持し、山都町全体が公園のような町であればと願っています。

今年も重要な文化的景観として、通潤橋と水路・棚田が全域にわたって認定されました。また、人も人情も美しくありたいものです。心が輝く人は人と先に、九州脊梁を走り抜ける

第3回のトレイルマラソンが清和の緑川本流沿いの、清流館をスタートゴールとして催されました。普通では考えられないハードな山岳マラソンですが、35キロを3時間50分程度で走破した1位の選手には、感嘆のシャツポを脱ぎました。中学時代に駅伝を経験したことがあるため、マニアックな世界に驚嘆すること頻りです。九州で唯一の、大会参加者のコース等に対する評価は非常に高いものがあります。

山都町には、いろいろな魅力的材料があります。それらを見いだし、磨いて、賑わいを創出したいと考えています。

農家にとって、野菜の売り上げが近來になく好調であったと報告を受け、うれしく、安堵しています。庁舎建設事業の事業認定告示が11月19日にありました。着工に向け全力をあげてまいります。この号が届く頃には迎春の準備に慌ただしいことでしょうが、「光陰矢の如し」を実感します。

来年が、町民のみなさまにとりまして、健やかで、明るい歳でありますように願っています。

自然のなかで豊かに育つ子どもたち

矢部郷自然観察会 代表 藤吉勇治

矢部郷自然観察会の特徴的な活動として、ジュニア・レンジャー（子ども自然観察指導員）組織について以前より紹介しているが、この写真は平成6年の2月に実施した「冬を生きぬく生きものたち」観察会での様子である。

通潤橋や五老ヶ滝周辺には、キツネやタヌキ、テン、イタチ、ノウサギなどが生息しているが、普段はその姿を観察することは難しい。しかし、手がかりを探せば動物たちの生き生きとした生活の様子を想像することができる。



(平成6年2月。冬の観察会でのジュニア・レンジャー活動)

「あつ、ふんを見つけた！ このふんはどんな動物のものかな？」
 「どれどれ、まず、何を食べているか調べてごらん。そしてふんの大きさや形も手がかりになるんだよ。」
 「小さな種がいっぱい入っているよ。」
 レンジャーの子どもたちは、ふんを手がかりに動物の痕跡を探し始める。周辺を見回して同じ種のある木の実を探したり、足跡を探したりするのだ。それらを総合すると動物の行動や生活が推理できる。子どもたちの瞳が輝く。
 「テンが、あそこの木の実をよく食べて来ていて、昨日ここでふんをして……」と、生きたテンの姿が浮かび上がってきた。
 自然観察は、生きものを直接観察することだけでなく、このように痕跡などを手がかりにして動物の存在や生態を推測することもできる。身近な自然がさらに豊かな広がりを見せてくれる。子どもたちの感性が、さらに豊かさを増していく。



『YOU&YOU通信』

Vol.43

YOU&YOU第17号カップル誕生

第17号の夫婦となる、藤本勝賢さん・友子さん（矢部地区）の結婚披露宴が11月7日（日）に執り行われました。お二人の出会い、平成21年12月のクリスマス大交流会。その交流会は、男女併せて50名ほどの大人数の交流会でしたが、その中で運命のレールに乗り、引き寄せられたお二人。それから間もなくしてお付き合いが始まり、1年弱の交際期間を経てゴールインされました。

勝賢さんにとっては、クリスマス大交流会が年齢的に最後となる交流会でしたが、そこで運命的な出会いをされたお二人に心からお祝いを申し上げます。
 お二人の末永い幸せを願っております。



☆藤本 勝賢・友子夫妻☆

結婚相談員です！



成瀬 智壽さん
 (下名連石) TEL 76-0134

皆さんこんにちは！ 山都町の男性の皆さん、多くのすばらしい女性の皆さんが待っておられます。ぜひYOU&YOUに登録され、交流会の参加をお待ちしております。もしくは、地区の相談員まで一報をお気軽にどうぞ。

10月の交流会

後半期30歳代を対象とした第1回目の交流会を10月30・31日に行いました。今回は、門司・下関方面への宿泊交流会で、男女各6名の計12名の参加をいただきました。

今回、初対面同士の宿泊交流会でしたが、自主的に行動いただき、思い思いに楽しんでいただいた交流会でした。30歳代交流会、良いスタートができたことに感謝し、これからの交流会更に頑張ります！！

お問い合わせ先

山都町役場 浜町事務所総務課（成瀬・吉田）

【専用電話】

090-9565-9589

【専用アドレスPC】

marriage.support@town.kumamoto-yamatol.jp

【専用アドレス携帯】

you_and_you@docomone.jp